予算特別委員会・危機管理防災部審査議事録〔2018年3月16日〕

※これは日本共産党埼玉県議団で作成した議事要旨です

【柳下県議】

本日は、災害被災者への支援制度について取り上げます。お手元の予算特別委員会資料要求、危機管理防災部資料３「災害救助法関連予算と決算推移」をご覧ください。

昨年の台風２１号、おととしの台風９号と、豪雨災害が相次ぎました。党県議団は、一般質問で迅速に被災者を支援するために、災害救助法施行令１条１項４号、いわゆる４号規定である危機の「恐れ」の段階で、災害救助法の適用申請を行うよう求めてきました。

これが適用されると、半壊とみなされる床上浸水で５７万円程度の住宅応急修理が支給できます。ホテルなど避難所の借り上げも可能となります。なにより、国と県の負担なので、被災市町村の負担がとても軽くなり、その分さらなる被災者支援が実施できるのです。

資料の決算の部分を見ますと、この数年間４億円あまりの予算が準備されながら、執行されずにきたことがわかります。しかし、平成２５年には４８００万円余りが支出されております。これは、災害救助法４号適用を行った結果と聞いております。どんな災害に４号適用をしたのですか。またどのような被災状況でしたか。

【危機管理防災部長】

平成２５年度の災害救助法を適用した災害ですが、２５年の９月２日に越谷市などで起きた竜巻災害、この時は負傷者が７５人、全壊３１棟、半壊２０８棟でした。

翌週の９月１６日、今度は熊谷の方で台風と絡んで竜巻災害が起きまして、この時は負傷者が２５人、全壊１０棟、半壊２３棟です。

それから翌年２６年の２月１４日の秩父での大雪でございます。この時は負傷者が４５９人、それから車両立ち往生、孤立集落が多数発生という状況でございました。

【柳下県議】

竜巻はもちろんですが、大雪など、家屋が破壊されることがなくても、迅速に４号適用を申請し、適用を受けたことは高く評価したいと思います。

しかし、一方で、おととしの所沢・入間・狭山の豪雨は床上浸水が３９８件、床下浸水が１７１４件、所沢でも飯能でも長期にわたり避難生活を住民が送りました。

また昨年の川越、ふじみ野の豪雨では床上浸水４６３件、床下浸水３１９件にのぼり、救命ボートで救出される住民が相次ぎました。そういった点では所沢では長期避難者もでております。

党県議団は、災害救助法４号適用をこれまでも求めてきましたが、県が申請をしませんでした。昨年とおととしの豪雨災害では、適用申請をしなかった理由をご説明ください。

【危機管理防災部長】

台風９号、台風２１号の時、両方とも台風が接近する前から熊谷気象台の方から色々と情報収集しまして、それから救助法の適用の手順を４号も含めてよく担当者の方に確認しておくようにという指示を出しまして台風が来るという状況だったんですが、台風９号の時でも負傷者が１３人、２１号の時ですと負傷者１１人で、ほとんど軽傷でした。

それで４号基準というのは、まず多数の者が生命または身体に被害を受け、または受ける恐れがある場合という事がまず一つの条件です。それからもう一つが多数の者が避難して継続的に救助を必要とする時というふうにあります。例えば川越の場合は川越地区消防局に状況を確認したところ、救助の見込みが立ったので広域型応援の必要は無いというような話も頂いたり、その他、避難所の状況等とか県や市が用意した公営住宅の申し仕込みの状況だとか、そういったもの諸々すべて勘案しまして４号適用は無いと判断しました。

【柳下県議】

東部の竜巻も秩父の豪雪も重大な災害でしたが、私は県の豪雨に対する危機認識が甘いと感じています。浸水被害は竜巻のように破壊されてしまうわけではありませんが、床上浸水でカビが生えたりクロスなどに水が上ってしまって、住宅が住めなくなってしまうというような特徴を的確につかんでほしいと思います。

私も国に働きかけに行きましたけども、災害救助法の所管の内閣府は「４号適用は、空振りをおそれず申請してほしい」と何度も言っています。そういう面で今後、豪雨被害など迅速的確に４号適用を判断してほしいのですが、どうですか。

【危機管理防災部】

先ほど、答弁申し上げたように台風につきましては、熊谷気象台と綿密に連携を取りながら情報収集し、地域振興センターの力も借りながら状況、現場を確認して４号適用も含めてきちんと判断しているつもりでございます。

もちろん国などの情報交換しながら今後もその緊急性に鑑みて、被害状況をしっかり見極めて４号適用も含めて判断していきたいと考えています。

【柳下県議】

続いて、災害による住宅破壊に上限３００万円を支給するなど、被災者の生活再建のための支援制度について伺います。資料要求２をご覧ください。創設されて間もない制度ですが、適用はまだ１件にすぎません。

党県議団は、この制度を半壊とみとめられる床上浸水への拡充を求めてきました。これに対して、県は、市町村の意向を聞くと答弁されていますが、その結果をご報告ください。

【危機管理防災部長】

２８年の台風９号の被害を受けまして、やはり同じようなご質問をいただいたので市町村の方に意見を伺ったところ、現行の制度のままで良いとする市町村が多数あったため、見直しは行いませんでしたが、例年こういう豪雨は続くことからですね、改めて市町村の方に意向を今、伺っているところです。

【柳下県議】

一つ提案したいのですが、資料要求３について災害見舞金です。ほぼ全市町村が災害見舞金制度をもっておりますね。住宅全壊や流出に３０万円の見舞金を支給しています。

そこで、安心支援制度に見舞金を組み込む検討をすべきと考えますが、いかがですか。

【危機管理防災部長】

被災者安心支援制度については現在、制度を見直しするかどうか、制度を共同で運営している市町村の意見を伺っているところです。今のご提案も併せて市町村の方にですね意見を伺ってみたいと考えています。

【柳下県議】

県としては、国の生活再建支援制度の拡充を引き続きの要望をお願いします。決意をお願いします。

【危機管理防災部長】

これまでも生活再建支援制度の拡充については国に要望してきました。今後とも要望してまいります。

以上